

令和 7 年 9 月 16 日

青森労働局長

角井 伸一 殿

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 16 日、貴職から、同年 8 月 28 日付け青森県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する青森県労働組合総連合議長逢坂拓ほか 3 名からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 28 日付け答申どおり決定することが適当である。